

愛南町立城辺小学校における「学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 2 月策定（令和 7 年 4 月改定）

はじめに

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成 25 年 いじめ防止対策推進法）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。（平成 18 年 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

上記の考え方のもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定するものである。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年部長、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

(3) 活動内容

ア 未然防止

イ 早期発見・事案対処

ウ 指導体制の確立

エ 情報収集と記録・共有化及び対応方針の決定

オ 取組に対する評価

カ 月 1 回の定例会を開催。また必要に応じて会を開催

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処に関する具体的方策について

(別表)

4 関係機関との連携

(1) いじめが発生した場合は、その状況等について教育委員会へ報告する。

(2) 校内体制を整備するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども支援センター等を積極的に活用する。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめに関する情報を適切に提供する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 調査組織「城辺小学校いじめ調査委員会」

ア 構成員

校長、教頭、事務長、生徒指導主事、学年部長、該当児童の学級担任

イ 対応

- 事態の発生を愛南町教育委員会へ報告する。
- 教育委員会の判断と指示により、対応する。
- いじめの内容等により、警察署等の関係機関と連携して対処する。
- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなど、事実関係を明確にする。
- 事実関係について、愛南町教育委員会へ報告する。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- 調査結果を踏まえて、児童の指導、教職員の研修、校内体制の見直しなど適切な措置を取り、再発防止に努める。

7 学校評価

- (1) 学校評価の項目に学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を位置付け、定期的に評価し、結果を踏まえた取組の改善を図る。またその結果を教育委員会に報告する。
- (2) 学校評価結果を文書やホームページで公表する。

8 関係法令

(1) 教育基本法

①教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

①第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

①第1章 総則

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

- 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
 - 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(別表) いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組 (城辺小学校)
(令和7年4月改定)

I 学校全体としての取組

		児童に関わること	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解(道徳・特活) ○道徳教育の充実(人権教育・情報モラル) ○正しい判断力の育成(道徳・特活) ○奉仕的体験活動への積極的取組 ○「学校いじめ防止プログラム」の策定 ○「ジブンミカタプログラム」の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○「早期発見・事案対処マニュアル」の策定とチェックリストの作成、実施 ○集団から離れて一人である児童への声掛け ○学校評価、学校生活調査等による情報収集と個人面談の実施 ○いじめ相談窓口の周知 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・継続的な保護者や地域との連携 ○日常的・積極的な子供との会話 ○服装の汚れや乱れ、怪我のチェック ○児童の話に耳を傾ける姿勢 ○児童の持ち物の紛失や増加に注意
いじめ事案への対処	暴力を伴ういじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全の確保 ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童を守る強い姿勢をみせることと、児童の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、いじめた児童の人格の成長を旨として「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導し、いじめを阻止する。 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談所等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な理解と子供の言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童を守る強い姿勢をみせることと、児童の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力

	行為が分かりにくい いじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、いじめた児童の人格の成長を旨として「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導し、いじめを阻止する。 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な理解と子供の言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
		いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童を守る強い姿勢をみせることと、児童の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、いじめた児童の人格の成長を旨として「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導し、いじめを阻止する。 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な理解と子供の言い分を聞くこと
いじめの早期対応	直接関係がない児童	<ul style="list-style-type: none"> ○観衆としてはやしたてたり面白がったりすることはいじめと同じであることの指導 ○傍観はいじめに加担することと同じであることの指導といじめられた児童の苦しみの指導 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、観衆や傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や観衆、傍観者にならない強い意志を育成 	

II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発 ○児童のがんばりをしっかりと認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることができるように啓発 ○家族みんなで子育てに参加することの啓発 ○携帯電話やパソコンを使うルール（保護者と子供で話し合っ）づくり
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○児童への積極的なあいさつと声掛けの依頼 ○児童の校外生活で気になることについて学校への連絡